

NISA (ニーサ) って何?

最近、連日のように日経平均株価の上昇を伝えるニュースを耳にします。自民党に政権交代してからのアベノミクス効果による円安の影響が大きく、9千円前後だった株価があつという間に1万5千円前後まで上昇して半年間で資産が1.5倍以上になった計算です。

日経平均株価の過去のデータを調べると、平成元年頃がバブル期の絶頂期でその頃の株価は4万円近くまで上昇していましたが、バブルの崩壊により急降下し、僅か3年足らずで1万5千円まで下落してからの20年間は8千円前後から2万円前後の間を山あり谷あり上下しながら推移している状態が長く続いています。この株式相場に影響を及ぼしそうなのが来年から始まる新しい証券税制です。

平成25年12月31日をもって証券優遇税制(上場株式等の譲渡益や配当等について10.147%の軽減税率)が終了し、平成26年1月から20.315%の税率により課税される事となります。この証券優遇税制の代わりとして新たに登場するのが、非課税口座を開設(今年の10月から受付)し、その口座内の少額株式等の譲渡益や配当金を非課税にする制度がNISA(ニーサ)です。正式にNISAと名称が決まる前までは日本版ISA(アイサ)とも呼ばれていましたが、これはイギリスで導入されているISAを基本に作成されている制度だからです。

[1] NISAの要約

①非課税対象所得

非課税口座を開設し、その口座内の株式や投資信託の譲渡益や配当金(分配金)

②非課税対象額

毎年100万円まで非課税口座を開設する事ができて(翌年への繰越しは不可)、最高500万円まで

③非課税期間

原則5年間ですが、5年後に新たな非課税枠に移管すれば2023年末まで可能(途中で売却したら非課税枠の再利用は不可)

④制度期間

2014年から2023年までの10年間

⑤適用対象者

その年1月1日において20才以上の居住者

[2]注意点

(1)損益通算の不可

非課税口座で発生した上場株式等の譲渡損と一般課税口座で発生した譲渡益との損益の通算は出来ません。

(2)非課税口座から課税口座への移管

この制度は2023年までと現時点では恒久的な制度となっていないので、いつかは非課税口座から一般課税口座に移さなければならない時が来るのですが、例えば、

- ① 購入価格100万円(非課税口座期間開始時の購入価格)
- ② みなし購入価格50万円(非課税期間終了時で一般課税口座移管時の時価)
- ③ 売却価格80万円(一般課税口座内での売却価格)

上記のケースでは、

本来の所得計算では譲渡損20万円

(売却価格③80万円-購入価格①100万円)

になるはずですが、非課税口座から課税口座の移管時に再購入したとみなされるので、

実際の所得計算は譲渡益30万円

(売却価格③80万円-みなし購入価格②50万円)となります。

購入価格より売却価格の方が低いので、損をしたはずなのに譲渡益になるのは納得がいかないと思いますがこれとは逆に得するケースも考えられるので、非課税口座から一般課税口座への移管のタイミングは注意が必要です。

[3]初めて投資する皆様へ

この非課税制度は売却するとその非課税枠はもう使用できなくなるので短期売買目的でなく、配当目的や将来値上がり期待できる長期所有目的の株式投資に向いています。

当たり前の事ですが株や投資信託は銀行預金と違い元本割れの可能性がある事を理解しておかなければなりません。

この事を覚悟の上ならば、銀行預金よりは高い実質年利2~4%の配当金を無税で貰い、もし元本割れしても慌てずに配当金10年分で元本割れを補てんするぐらいのつもりで気長にこの制度の利用を検討してみるのも低金利時代の運用方法です。

(文責：逗子事業部 米田 明弘)

プロ野球球団はなぜ【倒産】しないのか？

この原稿を作成している時点（H25.5.23）で、私の応援している横浜DeNAベイスターズは、ここ数年では考えられない3位と健闘しており嬉しいかぎりです。



さて、ここからが本題です！日本のプロ球団は現在12球団（地方独立リーグを除く。）ですが、その大半が数億円～数十億円の赤字経営となっています。業績不振による数年前の近鉄やTBSの球団売却騒動はありますが、球団が倒産したという話は聞きません。これはなぜなのでしょう？現在プロ野球球団は広島東洋カーブを除き、一般企業の子会社として存在しています。その球団の親会社に対して何と次のような税務上の特例が存在しています！

『職業野球団に対して支出した広告宣伝費等の取扱について：昭和29年8月10日付：直法1-147』

- 一. 親会社が、各事業年度において球団に対して支出した金銭のうち、広告宣伝費の性質を有すると認められる部分の金額は、これを支出した事業年度の損金（いわゆる経費）に算入するものとする。
- 二. 親会社が、球団の欠損金（いわゆる赤字）を補てんするため支出した金銭は、その欠損金を限度として一の「広告宣伝費の性質を有するもの」として取り扱うものとする。
- 三. 親会社が、各事業年度において球団に対して支出した金銭を、貸付金等として経理している場合においても、当該支出金が二に該当することが明らかなものである場合においては、当該支出をした日を含む事業年度の損金に算入するものとする。（四は省略）

簡単に説明すると、親会社が子会社である球団の損失を補てんしたときは、広告宣伝費として経費にできるということです。もし、子会社が一般企業であれば寄附金又は貸付金に該当するため、税金計算上ほとんど経費になりません。もちろん、他のプロスポーツには同様の通達はありません。すでに50年以上前の通達が見直しもされず未だにその効力が残っていることについて驚きを隠せません。（文責：関内事業部 伊藤 優）

富士山は誰のもの？

私たち日本人が誇る「富士山」を世界遺産に！という長年の夢は、既登録地との比較、利用されすぎによる自然破壊、ごみ・し尿処理の問題等により残念ながら「自然遺産」としては国内の候補地にすら入ることができませんでした。しかしながら「信仰の対象」や「芸術の源泉」として国内外の文化に多大な影響を与えた功績により、今月カンボジア・プノンペンで開かれるユネスコの世界遺産委員会で「文化遺産」としての登録が正式に決定される予定です。

さて、そんな富士山はいったい誰のものなのでしょう？実は富士山の所有権を巡っては昔からいざこざが絶えませんでした。江戸時代初期より富士の山は駿河のものか、はたまた甲斐のものかという論争で火花が散っていました。そこに富士山本宮浅間大社が名乗りを上げ、争いは三つ巴の様相を呈したそうです。慶弔14年、徳川家康が富士の頂上を浅間大社のものと認め、争いは一旦決着しましたが、明治維新後、富士山頂の所有権が国に移ったことで、浅間大社は国を相手取って裁判を起しました。その結果、昭和49年、最高裁は訴えを認め富士山8合目以上が浅間大社のものとなりました。しかしそれ以降も実質的には国が頂上の管理を続け、富士山頂部の登記書類は存在していないそうです。



また、富士山にはこんな逸話もあります。富士山は、1900年代半ばまで女人禁制の風習が続いていましたが、天保3年に高山たつ（名前も意味深い？）という女性が、当時男女平等を説いていた小谷三志という男性達の協力を得てマゲを結って男装し、富士山登頂に初めて成功したそうです。そこまでしてたどり着いてみたかった富士山の頂には相当に心を惹きつけるものがあったのでしょう。

「富士山」という名前の由来にも諸説あり、いまだにはっきりしていません。

誰もが知り誰もが愛する「富士山」には、まだまだ知られていないミステリーがありそうです。「世界の富士山」になる前に、私たち日本人はもっと富士山を知るべきではないでしょうか。そうすれば、これからの富士山登山がより楽しく味わい深いものとなるでしょう。

（文責：逗子事業部 横山 久美子）